

【年末調整】

交通費の課税・非課税ルール 早わかりガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年8月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

通勤手当の基本原則

給与計算において混同されやすい「通勤手当」と「旅費交通費」を区別する必要があります。

- **通勤手当**

- 従業員が居住地と就業場所との間を往復するために支給される手当です。これは従業員の所得の一部と見なされますが、通勤という業務遂行に不可欠な実費を補填する性質を持つため、所得税法上、一定の限度額までが非課税として扱われます。
- 電車やバスなどの公共交通機関のみを利用して通勤する場合、1か月あたりの非課税限度額は150,000円です。
 - 対象となる費用
 - 通常運賃、定期券代、そして合理的な経路の一部であれば新幹線の特急料金も含まれます
 - 対象外となる費用
 - 新幹線のグリーン料金など、贅沢と見なされる費用は「経済的かつ合理的」とは認められず、非課税の対象外となります。
- 自動車や自転車で通勤する場合の非課税限度額は、燃料費の有無にかかわらず、片道の通勤距離に応じて定められています。

- **旅費交通費**

- 顧客訪問、会議への出席、出張など、業務上の命令によって通常の勤務地を離れて移動する際に発生する費用です。これらは事業活動に必要な経費の実費弁償であり、従業員の所得とは見なされないため、原則として全額が非課税となります。

給与計算と年末調整の処理

非課税限度額を超えた場合の処理

- 従業員に支給する通勤手当が、その人の非課税限度額を超えた場合、超過分は通常の給与と同じ扱いになります。
- 具体的には、超過額をその月の課税対象給与額に上乘せし、所得税および復興特別所得税の源泉徴収を行います。
 - 計算例
 - 公共交通機関を利用する従業員に、通勤手当として月額160,000円を支給した場合。
 - 非課税となる金額: 150,000円
 - 課税対象となる金額: $160,000円 - 150,000円 = 10,000円$
 - この10,000円は、その月の給与所得に加算して所得税を計算します。

年末調整書類への反映

- 年末調整の最終成果物である「給与所得の源泉徴収票」には、通勤手当を正しく反映させる必要があります。
- 「支払金額」の欄には、年間の給与・賞与の合計額に、通勤手当の課税対象部分のみを加算した金額を記載します。非課税部分は支払金額には含まれません。

基本給への組み込みは厳禁

- 通勤手当の非課税メリットを享受するためには、給与明細上で基本給や他の手当とは明確に区別し、「通勤手当」として支給しなければなりません。
- もし通勤費相当額を基本給に含めて支給してしまうと、その全額が給与所得と見なされ、非課税の特例は適用されなくなります。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。